

# 条 例 見 直 し 調 査

		作 成 年 度	平成 21 年度
条 例 名	工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定による準則を定める条例		
条 例 番 号	平成 12 年神奈川県条例第 63 号	法 規 集	第 10 編第 1 章
所 管 部 局 室 課	商工労働部産業活性化課企業誘致室		
条 例 の 概 要	工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき緑地面積率等に係る準則について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	産業集積県であると同時に人口密集県でもある本県においては、先進的な工業の集積並びに良好な居住環境及び豊かな自然の保全を実現するため、国の基準に代えて県独自の準則を定める必要がある。  この条例は、工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定により準則を定めるものであり、必要な条例である。	本条例の別表において、第一種区域(住居専用地域等)においては緑地率を国の基準より厳しく、第二種区域(工業専用地域等)においては緩和している。
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	指定都市以外の県域の各市町村においては、平成 12 年以降、本条例に基づき指導を行い、工業の集積並びに良好な居住環境及び豊かな自然の保全に有効に機能している。	実績(新設・変更の届出数・指定都市を除く)は平成 20 年度 61 件、平成 19 年度 69 件、平成 18 年度 53 件。
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	緑地の保全と産業施設の集積という二つの課題に対応するため、主に居住の用に供する地域では緑地の保全義務を強化する一方、主に産業の用に供する地域では緑地の保全基準を緩和し、産業施設の設置に配慮するなど、用途に応じて効率的な緑地制限を課している。	
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	施設設置に伴い確保すべき緑地の面積について定めたものであり、土地の適正利用を掲げる県の総合計画である「神奈川力構想」に適合するものである。	
	適法性  （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に基づき制定された条例であり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、課題は見受けられない。	相模原市の指定都市移行に伴い、整理条例による改正を予定している。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無